

医療福祉(マル福、マル特)制度について

■医療福祉(マル福、マル特)制度とは？

医療保険を使って病院などにかかった場合の一部負担金（保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は対象外）を助成する制度です。

■対象となる方は？

次の条件に該当する方が対象となります。まだ申請が済んでいない方は保険課窓口で手続きが必要です。

マル福等の種類		対 象 者
マ ル 福 ※茨城県内各市町村で実施 (所得制限あり)	妊 産 婦	・母子手帳の交付を受けた妊産婦
	小 児	・0歳から小学3年生までの小児
	重 度 心 身 障 害 者	・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㉠・Aの方 ・障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方等 ※65歳以上の方は長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者が対象となります。
	母子家庭・ 父子家庭	・18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子
マ ル 特 ※城里町独自で実施 (所得制限なし)	特例児童・ 特例小児	・小学4年生から中学校卒業までの児童生徒 ・小学3年生までで所得制限によりマル福制度を受けていない小児

●申請の際には、印鑑、健康保険証、所得課税証明書(※)をご持参ください。

※転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書

●障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類(障害年金証書、身体障害者手帳等)を窓口で提示してください。

～ マル福(重度心身障害者、母子家庭・父子家庭)を受給されている方へ～ 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

平成24年7月1日から医療福祉費受給者証が新しくなりますので、次の方法により更新の手続きをしてください。

日 時 6月27日(水)～29日(金) 午前9時～午後5時

場 所 保険課(常北保健福祉センター内)、桂支所、七会支所

持参するもの

- (1) 健康保険証
- (2) 印鑑
- (3) 更新通知書
- (4) 受給資格を確認する証明書類

○重度心身障害者の方

身体障害者手帳、療育手帳、障害年金1級証書等

○母子家庭・父子家庭の方

児童扶養手当証書等

(5) その他

- ・平成24年1月1日以降、城里町に転入された方は、前住所地(平成24年1月1日現在の住所地)の平成24年度所得課税証明書
- ・扶養義務者が町外在住の場合には、扶養義務者の平成24年度所得課税証明書

※すでに受給者証をお持ちの方には更新通知書(はがき)を送付します。



問合せ 保険課 ☎029 - 288 - 3111 (内線372)